

第114号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 労働基準法－9（第16～18条）
2. 中古マンション(1戸単位)の瑕疵担保保険について
福岡 井澤わかな
3. 技能実習生制度を利用する事業主の意識の問題例
4. ケラメイコス 原点のぐい呑
5. 本の紹介 植物からの警告 湯浅 浩史 著
6. 今月の言葉

労働基準法－9（第16～18条）

外国人技能実習生を中心として

第16条(賠償予定の禁止)

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

第17条(前借金相殺の禁止)

使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

第18条（強制貯金）

使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

各条【6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金】

これらの条文は、第5条の強制労働の禁止と密接な関係があり、状況によっては両条文違反ということもありえます。こうした条文は労働者を不当に会社に拘束することを禁止している条文といえます。前号で第108号の強制労働への補足として紹介したフィリピンの関連会社からの研修生の問題は第16条の賠償予定の禁止そのものですが、貨幣価値や母国の労働慣行等の違い等も考える強制労働禁止の問題の方が大きいと考えられます。担当者と話したとき、フィリピンの弁護士に相談したら問題はないとのことでしたが、この場合日本の法律とフィリピンの法律のいずれが適用されるのかとの問題があります。このあたりのことは「法の適用に関する通則法」という法律があるのでこの法律に基づいて考えていく必要があります。これによると当事者が選択した地の法律を適用するが、選択がない場合には法律行為を行った当時最も密接な関係がある地の法によるようになっており、また特徴的な給付を当事者の一方が行う場合には、主たる事務所の所在地の法律が適用されるとあります。実際就業規則や契約書も日本語で書かれているし日本の本社が全てを決めているので当然日本の法律の適用がなされると考えられますが、ケースバイケ

ースで詳しく調べてみないと判断できないといえます。

第16条の前段の違約金は私たちの日常生活において当然契約不履行があれば違約金は当然のことと理解していますが、労働契約ではこうした違約金は労働者を不当に拘束することにつながるため禁止されています。欠勤や遅刻は当然労働契約の不履行ですが、こうした場合にも違約金を定めることはできないということになります。しかしそれに応じた賃金カットや、度重なれば懲戒規定での減給処分を課すことはこの条文とは関係なく法律が定める範囲内であったり、常識的な範囲内で有れば問題はないと言えます。後段の損害賠償の予定の禁止については、社有品を破損したり、社有車で事故を起こした場合などその損害額に対する損害賠償の義務を労働契約内容としても良いが、実損費用を大きく超えるような額を事前に決めておくことを禁止しています。技能実習生が母国に一定の保証金をおいて来ている例があります。単純に3年間の研修期間を全うできなかった場合、例えば本人の病気等で3年を待たず帰国した場合、残業代未払いを提起してトラブルを発生させた場合などに没収されてしまうので3年間の不平も言わず労働を強制するための手段として作用していますが、第5条の強制労働禁止や今回の第16条の問題と密接な関係はあっても労働契約を締結している会社とは関係ないところで行われているため労働基準法上の問題ではなく、制度上の問題として入管の指針で禁止されています。

第17条の前借金相殺の禁止は賃金支払いの5原則の一つである全額払いの原則と関係するもので、賃金は賃金として支払い、貸したお金は賃金とは別に返済させることによって、会社への不当な拘束をなくそうとするものです。会社が福利厚生として設けている貸付金制度による返済金などもこの条文に関係しますが、自由に会社を辞める権利が保証された制度であれば特段問題とはならないと言えます。

技能実習生の残業代で交渉したお弁当屋さんから毎日お弁当を持って帰らせていたから残業代を請求するならばこの費用を請求すると言われ、その費用分減額したことがありました。これなど厳密に言えば、後出しジャンケンではあっても第16条の違約金の定めの問題、また日々弁当代を貸していたということからすれば第17条の前借金と賃金の相殺とこじつけて考えることも可能かもしれません。本人たちは美味しくないので日本人のパートさんに持って帰ってもらっていたとのことでした。ちなみに技能実習生の研修職種にお弁当屋さんではなく、食品加工の職種で認定をもらっており、調査があったらイカの塩辛を作っていると言うように指示されていたとのことでした。

第18条の強制貯金は昔は多かったようですが最近では聞くことがありません。これまで遭遇した例を紹介してみます。最初の例は明らかな強制貯金の例で、その目的は帰国時に一括して徴収する住民税の一部に充当するものでした。この会社の技能実習生の受け入れは毎年7月初め頃であったため、帰国時に前年度の住民税全額を徴収する必要があったため、強制貯金と年末調整しながらも本人たちに還付せずプールしておきその一部に充当するというものでした。会社の気持ちも分からないことはありませんが、本人たちに十分な説明もないことが大きなトラブルの元になると言えます。私のところに相談に来るのは残業代の問題ですが、いろいろ質問している中でこうしたものが表に出てきます。そうすると本人たちの会社への不信感は募るばかりとなり、最後は住民税を支払わない交渉のため市役所まで押しかけた例もありました。あと一つの例は、強制貯金の変形版といえるものでアパート退去時の補修費用に充てるため敷金名目で毎月一人から5,000円徴収していたものでした。2年間の合計が一部屋5名で60万円程度の敷金となります。即刻やめさせましたが、以前部屋を滅茶苦茶にした技能実習生がいたことから始めたとのこと、実際にかかった費用との差額は返金するつもりだったとのことでした。実際そうだろうと思います。この問題の発端は、残業代の問題もありましたが、病気の時の年休の扱いなど本人たちへの説明不足からさまざまに不満がたまり相談に来た中で分かったもので、労働条件の改善を求めての色彩が濃い交渉となりました。同一企業で10名を超える技能実習生が帰国までの1年以上をユニオンの分会として活動し、親交を深めた今後の模範となる事例でした。

中古マンション(1戸単位)の瑕疵担保保険について

福岡 宇都宮法律事務所 井澤 わかな

いよいよ梅雨が明け、本格的な夏の到来ですね。熱中症対策など気をつけて、皆様よい夏をお過ごしください。

今回は、中古マンション(1戸単位)の瑕疵担保保険についてです。

1. 住宅を購入した後に欠陥が見つかった場合、いわゆる「瑕疵担保保険※1」が適用されますが、これは新築の戸建て・マンションが対象でした。そして、中古マンションの場合、一棟全体の現場検査費用が高額になることから、1戸単位の保険は現実的ではないとされてきました。

しかし、検査費用の合理化が図られ、平成24年7月から中古マンションの1戸単位でも加入できる保険が登場し、募集が開始されています。

本日現在で、住宅保証機構株式会社※2と日本住宅保証検査機構(JIO)※3が国土交通省の認可を取っています。保険対象となるには一定の要件(耐震基準など)は必要ですが、1戸単位で可能になったということで、中古マンションにおける構造上の欠陥に対する不安が軽減が図られています。

2. 住宅保証機構株式会社は、従前の既存住宅向け瑕疵担保(保証)保険を「まもりすまい既存住宅保険」として、JIOでは、「JIO中古マンション戸単位売買かし保険」として販売しています。共に、宅建業者用と個人間用に分かれています。

例えば、保険料はJIOでは専有面積に応じて異なり、検査料と合わせて75000円~10万円内に設定されています。

欠陥が見つかった時の支払上限額は1000万円で、引渡し日から5年間が保険期間です。

3. 去年の大震災や今年の豪雨で改めて感じたのが、衣食住のうち「住」は私たちの生活の要ということでした。中古マンションの購入を考えている方には、少しでも不安を取り除くことに繋がる保険商品です。

※1 住宅の売主は構造上の瑕疵について担保責任を負いますが、売主が倒産するなど責任を十分に果たすことができないケースで買主が一方的に不利益を被る事態が、耐震偽装事件で大きな問題となりました。

そこで平成21年の秋に瑕疵担保履行法が施行され、新築住宅を販売する場合、戸建て・マンションともに保険の加入が義務付けられ、引渡しから10年以内に基礎・柱・雨水対策など住宅の骨格になる部分で瑕疵が見つかった場合、保険金(または保証金)で修繕費などがカバーされる仕組みがつけられました。保険は、売主が負担する掛け捨てタイプで、これまでの瑕疵担保保険の運用実績は全国で300件を超えています。

※2 <http://www.mamoris.jp/kison-hoken/>

住宅保証機構株式会社が販売する中古住宅の瑕疵担保責任保険のサイトです。

※3 http://www.jio-kensa.co.jp/service/kizon_jutaku/condominium-default.htm

http://www.jio-kensa.co.jp/service/kizon_jutaku/condominium-personal.htm

日本住宅保証検査機構(JIO)が販売する中古マンションの瑕疵担保責任保険の各サイトです。

福岡 井澤わかな(URL <http://www.geocities.jp/monzenroom/>)

(CFP(日本FP協会認定)・福祉住環境コーディネーター2級・法律事務所事務員(宇都宮法律事務所☎092-734-0545)

CFP過去問メルマガ。 <http://blog.mag2.com/m/log/0000170579>

技能実習生制度を利用する事業主の意識の問題例

技能実習生問題については受け入れをする会社が制度の趣旨を理解し、コンプライアンスの意識があれば問題が発生しても簡単に解決するはずですが、そうした例が大半ではあっても、中には全く非常識な考えを持った会社があり、裁判に進まざるを得ないこともあります。昨日届いたスクラムユニオンの機関誌を見ると、中国人の技能実習生3人で760万円の残業代未払いがあることを会社も認めながら、父親から借金まみれの会社を引き継ぎ、1億2千万円以上の借金を400万円まで減らしてきた、1000万近くも残業代を支払えば会社が倒産する、と居直っています。技能実習生制度は、低賃金で労働させるための、また残業代を払わないことでこうした会社を救済する制度なのではないでしょうか。技能実習生制度は「借金返済や搾取対象の低賃金労働者確保制度である」というのが受け入れ機関の常識では困ります。

こうした会社の意識を明確に示す答弁書を紹介します。これは、エクレシア第109号「傷病手当金請求で解雇された技能実習生と同僚の解雇・強制帰国」で紹介した事例で、進行中の裁判の中で、相手方から提出されたものです。技能実習生制度は、関係者すべてが嘘で成り立っていることを前提に細心の注意を払って運用していますので、制度の趣旨を守っていると屁理屈を捏ねるのが当然だと思っていれば、協同組合に責任転嫁し、こうした制度とは全く関係がなく、被害者であるかのような説明をしています。この協同組合は制度の趣旨を無視し、受入企業への指導もせず、資格外活動での帰国、残業代問題等が頻発しています。先日も、保険料免除期間はあるが納付済み期間がないとの理由で脱退一時金不支給通知がきたとフィリピンから連絡がありました。調べたら基礎年金番号が二つありました。労働者となった時点で既に持っていた基礎年金番号で厚生年金資格取得手続きがされず、新たな基礎年金番号が付与され、その年金手帳を本人に渡していなかったことが原因でした。

以下は、「(2)研修期間」としてまとめられた部分の全文です。以下登場するH氏は第1次受入機関であるI協同組合の常務理事です。

「具体的な研修内容については、被告会社は事前にH氏から「重機の見習い」という言葉で、口頭による補足説明を受けていた。

一方で、実際に「Iカントリークラブ」においてできる重機の操作というのは、バックホーやパワーショベル程度であり。そのほかに重機そのものではないが、類似する機械として、ゴルフ場業務に付随する各種芝刈り機やバンカー掻きの機械がある程度であった。

そのため、被告会社における研修内容は、上記各機械の使用にとどまるであろう旨を、被告会社代表をはじめとする被告会社関係者(従業員K氏や取締役U氏)からH氏に説明し、H氏は、それで問題ないと述べていた(本件を通じ、被告会社としては、H氏が本件の研修生の主導的役割を果たし、かつ、原告を含む上記研修生3名の窓口となっており、実際に予想された上記研修内容も、H氏から上記3名に説明されていたと認識している。)

実際の研修期間においては、原告は、通常のゴルフ場業務(ゴルフバッグの移動、芝刈り、バンカー慣し、グリーンへの散水)を行い、その傍ら、バックホーやパワーシャベルを含む上記各機械の練習・使用を行った。(バックホーやパワーシャベルの練習回数は数回程度であった。業務がないときは、ゴルフ場以外の被告会社の業務である造園業や農作業等も手伝ってもらったことがある。)

練習にあたっては、被告会社従業員E氏が指導し、付き添った(教習所へ通うことを勧めたが、H氏から、免許所持者による指導で足りるのでそのようにされたい旨を述べられたため、それに従った。)

最終的に、東京から試験管が来てゴルフ場の敷地内で原告の実技試験が行われた。

後日、H氏から、合格したとの報を聞いている。」

第2次受け入れ機関が3年間の責任を負っているはずなのですが、「他社の社員を温情的に受け入れて研修させてやったのに騙された」といった感覚でしかないのでしょうか。

ケラメイコス

原点のぐい呑



「絵画は美術品か？」と考えると素直に「そうだ」と答えてよいのか迷ってしまいます。今、ひろしま美術館でフランス印象派の画家アンリ・シダネルの展覧会(9/2 終了)が開催されており 2 度ほど見学に行きました。これは美術品とよんでもいいと思いますが、こうしたものに全く関心がない人にとってはただの絵でしかないでしょうし、私自身も関心のない絵は絵の具の塗られた布切れとしてしか意識していません。好きか嫌いかで判断でしかなく、美術的な価値判断の思考を停止しています。関心が持てれば、欲しくなってしまいますが、そのまま手に入れなければ忘れてしまいます。長い年月の間にはたくさんのモノが集まってきて

もそれなりに時間が経つと関心を引くものはごく僅かではあありません。いくら高額のもので、ものすごく欲しかったものであっても、関心が他に移ればタダのモノでしかないのですが、いつ見ても心を惹かれるものもあります。これは造った人の人間性の問題かもしれません。芸術家として励んでいようが、生活のため量産していようが、人間性豊かな人のものは心に響いてきます。ただそのためには観る側の感性の問題があるのかもしれませんが。また場所の問題もあるかもしれません。狩野派の絵を額装して我が家に掛けたらチンドン屋になってしまいそうです。絵は絵、ぐい呑はぐい呑で何も変わらないのに材料代プラスアルファの部分が常軌を逸した操作がされる変な社会が形成されているためかもしれません。



このぐい呑は 30 数年前、やきものなど関心もない頃でしたが、山陰の国道沿いの直売店らしきところをたまたま買ったものです。大量に造られ、籠の中に入れられていた一つです。300 円ですから選ぶような話ではないのですが、選びに選んで買った記憶があります。缶詰や真空パックのお菓子のように機械で造っているわけではないので微妙に一つ一つ違っているのが興味の尽きないところ。灰釉の青みを帯びた素朴なものです。陶芸家として作陶さ

れている先生方の作品と生活のためにつくる名も無い窯の作品とは求める方向が違っているので比較すること自体問題かもしれません。しかし用途は「酒を呑むこと」に違いはありません。ただ一品制作か、同じものを数造るかの違いだけです。一品制作の方がいいかというところでもなく、いろいろ捻った形ばかりではうんざりしてきます。要するに違和感もなく、気持ちよく呑めるものもいいモノといえます。いずれの方向で作陶している人のものであっても自分の気に入ったものはなかなか見つからないのが現実です。有名な作家で、毎日使っても飽きない、値段も手頃というものが一番いいのですが、なかなか条件に合致するものはありません。名前を追い求めたり、価値を金銭に換算して考えるからそうなのかもしれません。しかし 1 個数百円のザルの中を漁っても何もないのも現実です。右のお皿は小石原の 15cm 程度の刷毛目皿で 500 円もしないものですが心地よい雰囲気を感じさせてくれます。こうしたものを探るのが正解かもしれません。



本の紹介

植物からの警告

湯浅浩史著 ちくま新書 840円

学生自体に読んで「栽培植物と農耕植物の起源」の内容はどこかに行ってしまいましたが書名が記憶にあるのは「人間はすごい」と感じたからでしょう。しかしこの本からは逆に人間の「あさはかさ」を感じさせられました。言葉を替えれば人間の出発点と終着点を見せられたのかもしれない。

バオバブの木を見ると独特の形とその存在感に圧倒されて言葉もなく只々啞然として眺めてしまいます。この本によってどのようなものなのか、どの辺に生きているのか分かりました。しかし今絶滅の危機に瀕しているとも書かれています。その主な原因は気候変動と人口増加によりバオバブの樹皮が剥ぎ取られ建築資材に利用されるという人為的な原因です。後者はバオバブの木の特性を理解した樹皮剥ぎ取りの技術の伝承が無視されたところに原因があるとのこと。

また人為的な外来植物の導入による環境破壊の例の一つとして孟宗竹が取り上げられています。竹林は日本を代表する古来からの自然景観としてのイメージを抱いていましたが僅か300年ほどの歴史しかないとのこと。地震が来れば竹林に逃げ込むのが安全だといいますが、それは平地に限ってとのこと。竹の根は50CM程度の深さしかなく、豪雨に遭えば、そっくり地すべりを起し、その下方にある民家や、高速道路も新幹線も危険にさらされていると指摘されています。

植物に対する人為的な問題また環境変動との関係がわかりやすく、また興味深く解説されています。環境変動は地球の歴史から見れば取るに足らないとしても、僅か80年程度の寿命の人間にとっては大きな問題ですが、今更江戸時代の生活に戻るわけにもいかないし、さりとて原子力も手放せないし、私たちが経験した文明の進歩を楽しみ始めた中国や東南アジアの人たちからは勝手なことを言うなど叱責されそうですし、プロメテウスの火とは何なんでしょうか。

言葉

禅としては死ぬときのことなど、実はどうでもよいのです。大切なのは、日常ふだんの生きざまです。ほんとうに見性したら、生死が解脱できなければなりません。「生死」というのは、「誕生と死」ということではありません。「迷いの人生」の意です。迷いの人生をどう解脱するか。「眼光落つる(臨終)時」も大事ですが、平生ふだんの日常生活の中で、どう解脱するかです。臨終の時のことは、その人の業(因果の理法にからめられた過去の行為)と縁で、安らかな死でも、苦しみ三昧の死でも、どちらでも構いません。

秋月龍珉著 「無門関を読む」P171

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk.2002.com/>

平成24年 9月 1日 発行